

(仮称)豊明市安心と安全な防犯まちづくり条例の概要

1 目的

愛知県内の犯罪は、10年前に比較すると約2倍の犯罪が発生しており、その内容も凶悪化するなど、治安の悪化が大変懸念される状況にあります。

このため、愛知県では平成16年4月に「愛知県安全なまちづくり条例」を施行し、住民・事業者・警察・自治体等が一体となって、犯罪のない安全なまちづくりを推進しています。

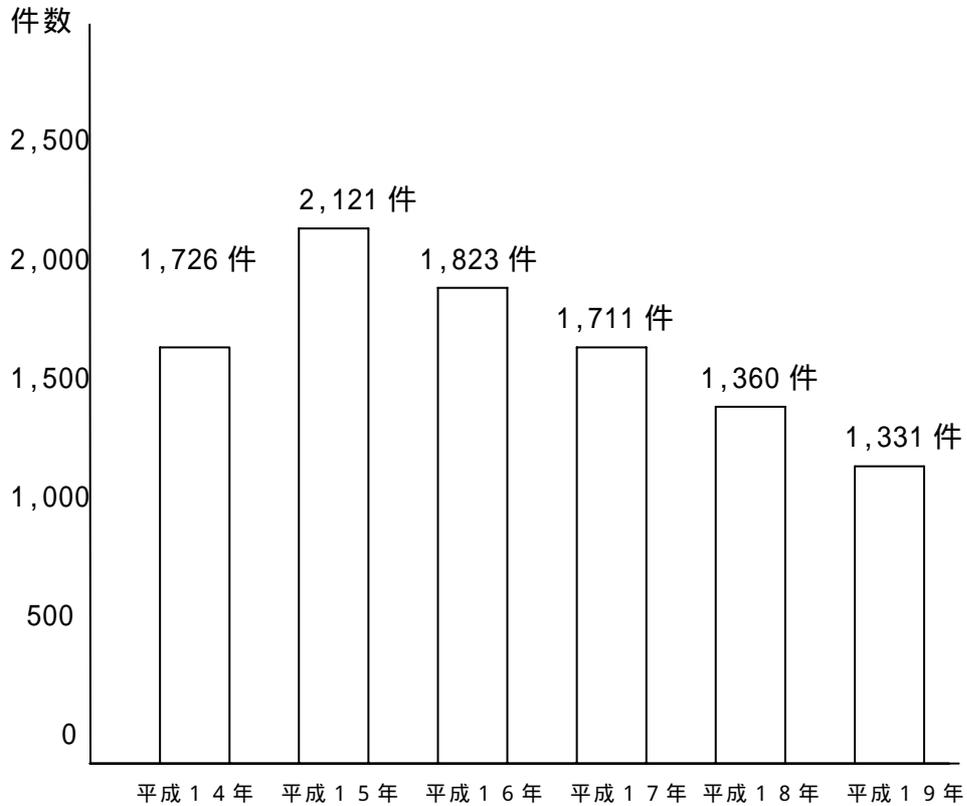
本市においても「防犯対策の強化」を重点施策として掲げており、各地域で自主防犯活動団体が結成され、地域・警察・行政が一体となった取組みを行っているところですが、犯罪を未然に防止するためには、市民一人ひとりが防犯意識を持って行動し、地域における防犯活動を一層活発化していくことが重要です。そこで、犯罪の防止に関して、市・市民・事業者の役割を明確にするとともに、犯罪の防止に関する施策の基本となる事項を条例で定めることにより、犯罪のないまちの実現を図ることを目的としています。

2 現況

現在、自治会等を中心とした自主防犯活動団体が各地域で結成され、日頃から防犯活動を実施しています。また、見守り隊等により児童の登下校時の見守り活動も行われています。こうした活動が犯罪の減少に大きな効果を発揮し、犯罪発生件数は平成15年をピークに減少傾向にあります。

しかし、街頭犯罪や侵入盗等の市民の身近なところで発生する犯罪が多発し、私たちが安心して安全に暮らせる日常生活が脅かされている状況にあり、体感治安は回復されているとは言えません。このような状況の中、愛知県下では犯罪のないまちづくりのため、犯罪の防止を目的とした条例が制定されています。

豊明市内刑法犯罪発生件数の推移（平成14年から19年）



3 概要

目的

市民の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪の防止について、市、市民及び事業者がそれぞれ担う役割を明らかにし、犯罪のないまちづくりに関する施策の基本事項を定めることにより、犯罪のないまちの実現を図る。

定義

条例に用いられる用語が一般的に用いられる意味とは異なるため、その定義を定める。

基本理念

犯罪のないまちの実現を図るため、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を果たし、相互に連携及び協力して地域社会が一体となって取り組むこと。

犯罪のないまちづくりに関する施策を推進することにより、犯罪の起きにくい生活環境を構築し保持すること。

市の役割

市民、事業者、関係する機関及び団体と連携して、犯罪のないまちづくりに関する総合的な施策を実施する。

市民の役割

自らの安全は自らが確保することの意識を高め、犯罪のないまちづくりに関する自主的な活動を推進し、市が条例に基づき実施する施策に協力する。

事業者の役割

事業活動を行うに当たって、自主防犯上必要な措置を積極的に講じ、地域社会の一員として犯罪のないまちづくりに関する活動を推進し、市が条例に基づき実施する施策に協力する。

児童等の安全の確保

市は、学校等の施設内における児童等の安全の確保に努めるとともに、犯罪被害に遭わないための教育を充実するよう努める。

市は、市民等と連携して、通学路及び日常的に利用する公共施設においても児童等の安全の確保に努める。

防犯モデル地区

市は、犯罪抑止活動を集中的に実施する防犯モデル地区を指定し、防犯対策を実施する。

推進体制の整備

市は、犯罪のないまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備する。